

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1377号)

平成29年1月17日

横 情 審 答 申 第 1377 号

平 成 29 年 1 月 17 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年5月11日建建安第131号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成20年特定月日特定審査課員が道路法に違反していると持参された。
「法42条の2建築準法と書した文書」と「請求に交付する旨を伺った文
書」。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成20年特定月日特定審査課員が道路法に違反していると持参された。「法42条の2建築準法と書した文書」と「請求に交付する旨を伺った文書」。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成20年特定月日特定審査課員が道路法に違反していると持参された。「法42条の2建築準法と書した文書」と「請求に交付する旨を伺った文書」。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年4月7日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書は、平成20年特定月日において、審査課員が持参したとされる建築基準法の説明のための文書並びに現場説明のために持参したとされる是正勧告及び呼出通知書を交付する旨を決定した決裁文書である。
- (2) 本件審査請求文書のうち、「法42条の2建築準法と書した文書」は、平成20年特定月日において実施機関の職員が説明のために建築基準法関係法令集の当該部分の写しを持参したものであり、現在保有している文書について確認を行ったが、当該部分の写しは存在していなかったため非開示とした。

また、「請求に交付する旨を伺った文書」については、平成20年特定月日より前に是正勧告及び呼出通知書を交付する旨を決定した決裁文書（以下「是正勧告及び呼出通知書交付起案」という。）であると判断したが、訪問の際に当該起案を持参していないことを当時の担当職員に確認している。

なお、是正勧告及び呼出通知書交付起案については、別途開示請求がされており、一部開示の決定を行っている。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を速やかに開示するよう求める。
- (2) 本件審査請求文書は、裁判所及び実施機関の関係部署において既に公にされている情報であるため、開示すべきである。当該文書は歴史ある証拠書であるにもかかわらず、実施機関は本件審査請求文書に係る事象をねつ造していると考えている。
- (3) 実施機関からの弁明書に記載されている内容については、建築相談であることを確認しておらず、資料調査及び現地調査も行っておらず、写真の撮影も行っておらず、かつ、業務遂行を怠ったにも関わらず、内容を読み取れないように黒塗りを施し、隠ぺいをしていると考えている。
- (4) 審査請求人は、実施機関が条例第7条第2項第2号ただし書アからウまでの条項にそぐわない一部開示の隠ぺいを図っていると考えている。
- (5) 弁明書において、実施機関から本件審査請求文書のうち「請求に交付する旨を伺った文書」については「是正勧告及び呼出通知書交付起案」とであると判断したとの説明を受けた。しかし、本件審査請求文書のうち「請求に交付する旨を伺った文書」とは、違法に道路を使用しているとして持参されるなら、審査課内を供覧決裁された上で持参されるよう論じた文書のことである。その保管期限内文書が無いとなると、実施機関の職員が独断で持参した事になる。
- (6) 本件審査請求文書は、実施機関に落ち度がある事務に係る説明資料と考えており、資料の持参が職員個人、実施機関いずれの判断によるものかを確認したい。

5 審査会の判断

- (1) 建築相談及び初期指導に係る事務について

横浜市では、市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備について建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。これらの調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（以下「建築安全課」という。）へ提供し、相談案件を引き継ぎ、建築安全課が初期指導を行う。

なお、平成20年度当時は、相談があった建築物及び敷地について建築基準法の違反が認められる場合には、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築安

全課。以下「建築審査課」という。)が建築主や建築物の所有者(以下「建築主等」という。)に対して初期指導を行っていた。

初期指導にあたり、建築安全課は建築主等に対して是正勧告及び呼出通知書を送付する。当該通知書には、是正計画書を提出の上、適法な状態にするよう勧告するとともに、是正計画や事情等を聴取するため来庁を求める内容が記されている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書のうち「法42条の2建築準法と書した文書」は、平成20年特定月日において、建築審査課の職員が現場説明のために持参したとされる建築基準法の法令集の写し(以下「本件説明資料」という。)と解される。

本件審査請求文書のうち「請求に交付する旨を伺った文書」について、実施機関は、弁明書において是正勧告及び通知書交付起案であると判断したと説明している。弁明書における説明に対して、審査請求人は意見書において、違法に道路を使用していると持参されるなら、審査課内を供覧決裁された上で持参されるよう諭した文書であると主張している。この意見書の記述から、審査請求人が求めている文書は、是正勧告及び呼出通知書交付起案ではなく、本件説明資料を持参することについての決裁文書(以下「本件説明資料決裁文書」という。)であると解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア まず、本件説明資料について検討する。

(ア) 本件説明資料に関する平成20年特定月日の状況について、平成28年10月14日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

審査請求人宅を訪問した職員に改めて聴取をしたところ、当該資料を持参したことは確認できたが、どの年度の法令集の写しを持参したかの確認はできなかった。また、職員が訪問指導を行う際に法令集の写しを持参することは通常の事務であるため、法令集の写しを持参することについて決裁は行っておらず、持参した法令集の写しは保存していない。

(イ) 建築基準法の違反に対して建築基準法関係法令集の写しを持参し、関係法令に基づく初期指導を建築主等に行うことは、一般に想定される通常の事務といえる。そのため、通常の事務である訪問指導の際に使用した法令集の写しについて、持参したことは確認できたが、どの年度の法令集の写しを持参したかの確認はできず、また、持参した法令集の写しは保存していないという実施機関の説明は不自然ではない。

その他、本件説明資料を保管していると推認させる事情も認められないことから、実施機関からの本件説明資料が存在しないとの説明は是認できる。

イ 次に、本件説明資料決裁文書について検討する。

訪問指導の際に法令集の写しを持参することについて決裁を行っていないと実施機関は説明しているが、この説明は不自然とはいえず是認できる。

ウ なお、念のため、「請求に交付する旨を伺った文書」に該当すると実施機関が判断した是正勧告及び呼出通知書交付起案について、検討する。

当該起案は訪問の際に持参していないと当時の担当職員から確認した、と実施機関は説明している。前記ア(イ)における事務取扱、さらに、起案文書を持参した上での訪問指導は書類紛失や散逸等防止の観点からも考え難く、当該起案を持参していないという実施機関の説明は不自然とはいえない。また、その他、当該起案を持参したことを推認させる事情も認められない。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求文書を保有していないとして実施機関が非開示とした決定は、結論において妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年5月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年5月19日 (第196回第三部会) 平成28年5月26日 (第290回第一部会) 平成28年5月27日 (第293回第二部会)	・諮問の報告
平成28年6月7日	・実施機関から弁明書(追加)の写しを受理
平成28年6月13日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年8月26日 (第298回第二部会)	・審議
平成28年9月9日 (第299回第二部会)	・審議
平成28年9月23日 (第300回第二部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成28年10月14日 (第301回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年10月28日 (第302回第二部会)	・審議
平成28年11月9日 (第303回第二部会)	・審議
平成28年11月25日 (第304回第二部会)	・審議
平成28年12月7日 (第305回第二部会)	・審議